

平成24年3月14日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成24年3月14日
開会 15時43分 閉会 17時20分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 6名
委員長 牧野茂敏
副委員長 野原恵子
委員 寺林俊幸 藤谷謹至 小島智恵 千葉幹雄
- 4 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 5 傍聴者 岡本眞利子 谷口和弥 中橋友子 増田武夫
- 6 審査事件 1 付託された陳情の審査について
(1)陳情第2号 「消費税増税に反対する意見書」の提出を求める陳情書
(2)陳情第3号 「政党助成制度の廃止を求める意見書」の提出を求める陳情書
(3)陳情第4号 学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書
2 その他
- 7 審査結果 別紙

委員長 牧野 茂敏

◇審査内容

(15:43 開会)

○委員長（牧野茂敏） ただいまから、総務文教常任委員会を開会いたします。本日は前回の委員会で継続審査となりました陳情の審査を行いたいと思います。

最初に陳情第2号「消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。本陳情について各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。野原委員。

○委員（野原恵子） 前回もみなさんからご意見を論議したところですが、改めてこの消費税というのはどのように国民に大きな負担を強いるか、また中小零細業者にとってもこれは大きな負担になるというところで、私も改めて勉強をしてきました。そういう中でみなさん4枚の資料を参考までということでお渡ししております。いずれもこれは厚労省ですとか総務省、財務省あと日本商工会議所などの資料なのですが、ぜひそれを参考にさせていただきたいと思います。

この資料のパネルの1なのですが、これは消費税が10%になることによってどのような国民負担になるのかという、そういう資料であります。

また資料の3というのは消費税が5%に増税する前の1996年の資料なのですが、消費税がこのときには7兆6千億ですが、5%になってそのときに12兆7千億、消費税は上がったけれども景気が本当に低迷しまして税収そのものが少なくなったという資料です。景気が大変落ち込みましたものですから所得税とか住民税もこういう中で、これは国民の所得が引き下がったという内容になっている状況で、消費税が上がるから税収が上がったから国全体の税収が上がるかというところではないという資料、これは財務省の資料になっております。

そしてパネル4のところは、これは勤労世帯の可処分所得、収入からいろいろ税とかそういうものを引きまして実際に使える所得、これが、消費税が5%になることによって使えるお金、国民の可処分所得が減ってきているという資料です。

パネルの5というのは、これは中小業者が1千万円以上の売上げの方が価格に転嫁できない、これが71%になっている。これは日本商工会議所、全国商工会議所の資料なのですが、1千万から1千500万円の売上げでは価格に転嫁できない、こういう資料です。1億から2億の売上げのある中小業者でも50%が価格に転嫁できない。そうすると消費税の仕組み上は身銭を切らなくてはならないということになります。これが資料です。ですから引き上げられましたら益々中小業者の経営が大変になりまして倒産してしまう、そういう状況になるという資料でもあります。

○委員長（牧野茂敏） よろしいですか。

○委員（野原恵子） パネルの6番の資料ですが、これは所得の階層によってどのくらい負担率があるかということなのですが、1億の所得のところが一番高い負担率になってくるのですが、20億から100億になりますとこういう所得の方は14.2%の所得税の負担割合で所得があればあるほど負担率が下がるという結果でありまして、庶民に負担を負わせるのではなくてこういう所得の多いところにきちんと税率を引き上げていく。だんだん税率が下がってきていますので税率をきちんと元に戻して国に納めてもらう。こういう手立てが必要ではないかということで、そうすることによって税収が増えていくという資料です。

パネルの7というのは大企業が外国に進出していく、それはどういう理由で進出しているのかという資料でありまして、税制ですとか融資等の優遇税制があるからとい

うことで外国に企業を進出していくというのは10.6%であって、一番多いのが現地の製品需要が多いせいまたは今後の需要が見込まれる、こういうことで企業が外国に投資していくという、こういう資料でもあります。

最後の資料なのですけれども大企業は消費税を負担していない。ここのところはあまり普通の報道などではされていないところなのですが、資料があるのですけれども、消費税の課税の仕組みとしまして大企業に対しましては一度税務署に金額を納めても還付するという制度がありまして、その還付することによりまして三角のところは税務署が赤字になっている、こういう資料です。ですからこの分納税額と還付額、その差引きというところで蒲田ですとか神奈川、豊田それから門真というのですか大阪、こういうところでは税務署が赤字になる、これは大企業に税が戻されているという資料でもあります。そういうことでぜひみなさんから意見を出していただきまして論議を深めていただきたいと思います。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） それぞれの考え方、主張があつていいのだろうというふうに思いますけれども、前回も私も申しあげたのですけれども消費税の持つ税制の、何と云うのでしょうか非常に低所得者に多く負担が掛かる嫌いがある。いわゆる逆進性が強いという税制でありますので、いろんなことがあるのかという気はしますけれども。ただいづれにいたしましても少子高齢化の中で今後、年金ですとか医療ですとか介護ですとかいわゆる社会保障にこれからどんどんお金が掛かっていくということがございます。そして国の借金もいまや1千兆円にもなろうかということでもあります。そう考えたときに果たして自主財源、財源をどこに求めていくべきなのかということになってくるわけでありましてすけれども、私は国民世論、マスコミ等で、新聞等で見ていますけれども、かなり消費税増税に対する理解はされてきているというふうに、以前は反対が圧倒的に多かったわけでありましてすけれども、やや拮抗しているというのでしょうか、マスコミによっても違いますけれども四分六分あるいは45対55、反対のほうが多いのですけれども、賛成だと、止むなしという声もそれだけ出てきているということもこれは現実だというふうに私は思っております。

非常に税金を上げるということは本当に国民にとっては、これは直接負担をするわけですからなかなか難しい問題だとは思いますが、その辺もトータルとして国全体の収支、それから将来の高齢化社会を迎えるにどう考えていかななくてはならないかという大きな名代があるのだろうというふうに思います。ただ税金は多いよりも少ないほうがいいわけでありましてこの意見書の主旨というのでしょうか、それは理解できないわけではありませんけれども、ただ無条件で絶対反対なのだということにはなかなか私はなりづらいのだろうというふうに思うのであります。増税に賛成だという意味ではありませんし、全く増税に反対だというわけでもありませんけれども、非常にその辺は難しい判断をしなくてはいけないというふうに思っているところでございます。いまのところはそんなところですよ。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○委員（野原恵子） 社会保障のための消費税だと随分言われておりますけれども、では10%になったときに社会保障がどれだけ充実するのか。それはパネル1のところなのですけれども、社会保障のために消費税は必要だと言いつつながらも社会保障は削られるのです。それがこのパネル1なのです。ですから実際に消費税は社会保障には使われないのだという、これは証なのです。いまの制度を維持していくために消費税は1%ほど使われるとい

うことなのですから、ではこれから年金ですとかそれから子育てですとか介護ですとか、そういうところを充実させるために消費税を引き上げる、そういうところではないのだというところをきちんと押さえなければならないと思うのです。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 確かにいまの年金、医療そういった社会保障を維持していくためには10%では足りない。16~17%ということをおっしゃっていただいても、いずれにしても、8%なのか10%なのかは別として要するに上げなければその財源は当然一般財源のほうから持ってくるわけですから、いまの維持していくために。そうするとどこかにしわ寄せが来るわけですから、その金が。ですから結局そうは言うけれどもやはりひとつのその竈と申すのでしょうか、井の中でやるといふことになると赤字国債を発行するか、何かを止めてそこに充当しなくてはならないということになるわけですから、それはもう同じことなのです。いま上げるからこの社会保障にいかないのだということ、それはよくなるということはいま上げませんが、ただ、いまの社会保障を維持していくためにはどこから金を持ってこなくてはならないということですから。

いま野原委員が言っている、上げたからよくなるということでは私はそうは思わないけれども、現状を維持していただいても足りないわけですから。どこから持ってきて穴埋めするわけですから、結局同じこと。ですから、そういったことを考えるとある程度上げていくのも止むを得ないのかという気持ちも出てくるということでもあります。

○委員長（牧野茂敏） 野原委員。

○委員（野原恵子） 確かに財源は必要だとは思っています。ですからどこで財源を生み出していかうかがというのがいまの財政危機の中では本当にその点では同じです。ではいま日本の、先ほど言いましたように大資産家の税率は下がっています。それから法人税も下がっています。ソニーの実質の法人税率は12.9%、住友化学が16.6%、それからブリヂストン21.3%。100社平均は33.7%なのですから、大企業の税率は下がってきているのです。だからそこを元に戻していく。そういうことをしていかないと、やはり庶民に消費税という形で負担が被ります。所得税だったらまだ所得に応じて税金を納めるわけですから、それと消費税というのは根本的に違うということです。

そして大きな銀行は10年以上法人税を納めていないのです。これはいろいろな税制の中で三菱東京UFJですとか三井住友、みずほ、こういうところは法人税が0になっているのです。そういうところに庶民と同じような税を負担していくということで財源は生み出していくことができますから、千葉委員とは確かに財源問題ではどうするかというのは同じ。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） これは一部分、その分野だけを見れば確かにそういう議論は成り立つ。僕は国会議員ではないから国全体のことはあまり論じないけれども、ただ高官言われているのはやはり日本は法人税が高いと。だから海外にシフトをしていくと、会社を出していくと。そうするとやはり空洞化という問題が出てくるわけですから、安くすればなんでもいいとは思わないけれども、やはり一定程度の、何と申すのでしょうかバランスを見ながら法人税、やはり考えていかなくてはならないということをおっしゃると、直ちに大企業から取れとか金持ちから取れということは、僕はこれには与することはできない。やはりもっともっと、単純にそういうことではなくて、そうすることによってどういう現象が起きてくるのかということまで考えないと短絡的にそういうことには僕はなかなか理解できない。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） いまのこの消費税に反対する意見書ということで出ておりますけれども、民主党の中では社会保障と税の一体改革の中で消費税の増税ということをやってきたわけですが、僕も前回の会議の中でも言わせていただきましたけれども、いま国の状態をみると先ほどもありましたけれども、借金が1千億近くになっているということを放置したままで、これからまだ国債を発行して赤字財政をそれで補っていくのかというようなことを続けることはもう限界に来ているのであろうと。いまここで何かを変えて、新たな取組をしていかななくてはならないと。その中でこの消費税ということについては先ほどからも出ていますけれども、弱者に対して大変な負担を強いると。所得がある人もない人も最低限生活する上で必要なものに対しても消費税を掛けてくるということについては僕もやはりこれは変えていかななくてはならない、止めざるを得ないのだろうということは思います。

でも前段申しあげましたように、先ほど大企業の法人税が下がっているということもありましたけれども、いまだどんどん経済が下向いていった中、経過状況にあったものがいまいくらでも横ばい、多少上向いてきているのではないかとというようなことを思う中で、法人税を下げた職員に対しての給与体系もある程度改善されたのだろうというふうに思うのです。それを考えるとやはり企業に対しての法人税の増税も必要かもしれないけれどもある程度、国の流れが財政的にしっかりというか先が見えた状況の中でいろんな形で増税に取り組んでいくことが大切なのではないかというふうに思うのですけれども。消費税の増税に関してはいまも言ったように弱者に対しての配慮が足りないと、まだまだ国として取り組むべきことは多くあるのだろうということは思います。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私も商売やっている関係上、消費税アップというのは本来は嫌なのですけれども、嫌というか反対なのです。反対ですけれどもやはり寺林委員が言われたように、欧州のギリシャの破綻からこういった中で日本も危ないのではないかとという危機感が生まれてきて、国債発行が1千兆円と、国会では税と社会改革ということでやっていますけれども、消費税10%に上げて国債返せないのではないかとされています。消費税を上げたからといって景気がよくなると、景気の冷え込みがあると。消費税を議論する中での前の総文で私言ったのですけれども、各国の消費税率というふうに比べてみますと日本はやはり安いと。その中で各国の消費税率を調べてみたのですけれども、イギリスが17.5%、フランスが19.6%、イタリア20.0%、ドイツ17.0%、オランダ19.0%、だいたい20%くらいの税率でいっています。ただし、食糧品の消費税率というのはイギリスが0%、フランスが5.5%、イタリアが10.0%、ドイツが6.0%、オランダが0%と。消費税率の中でも比較的、いつも生活として使う部分に関しては消費税率を下げると。国民に対して生活しやすい税率ということで考えられています。消費税の廃止というのも考えられるのですけれども、その中で税を取りながら食糧品は安くするとか、消費税1本で何%と考える議論も大切ですが、部門、部門によって税率を下げる考え方という議論もあっても私はいいと思うのです。ただし先ほど言ったように国債発行高、欧州の経済危機の中でこれから日本が取るべき舵取りという方向性を考えてみれば、やはり消費税のアップという議論も捨てきれないという、痛し痒しというかそういう部分があると考えています。

それと先ほど言った法人税なのでも、日本の法定実効税率というのは39.0%でアメリカに次いで最も高い水準でありまして、それでいま日本の法人税を下げた企業

を守るという体制にあるのですけれども、いま家電の大手やなんかでもソニーでもかなりの額の赤字を出しております。日本の企業がもう海外に、法人税が安いところに行っていると。それでも韓国の製品には敵わないというような状態で、家電メーカーの統廃合とかそういうことにもなりつつあります。そうするとやはり何万人という大手の社員がリストラされたり、そういう部分では雇用が減ってしまうということも考えられますから、その部分で何と言っていいのですか、やはり千葉委員の言ったように条件付の消費税反対、反対というか、何とも厳しいのです。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。野原委員。

○委員（野原恵子） ギリシャも国債が大変で国の借金がいっぱいありますということで随分宣伝されていますけれど、ギリシャの国債というのは外国の人たちが買っているのです。ギリシャの国以外の人。日本は外国の人も買っていますけれどそれはわずかであって大多数が日本の国民が国債を買っているのです。そういう意味では同じ国債といっても中身が、質が違う国債であってそれをきちんと国の経済のために使っていくということ、手立ては取れますけれど、ギリシャの場合だったら外国の人が自分の国でそれを使ってしまおうというふうになったらギリシャに還元、戻ってこないという、その違いがひとつあると思うのです。

それとソニーが赤字だと言っていましたけれど、それは単年度では赤字かもしれないけれど、累積されたものは内部留保という形で持っているのです。ですから、そういうことをきちんと労働者ですとかそういう働いている人たちに還元していけば、先ほど資料でお見せしたのですけれども、働いている人たちの懐が暖かくなると所得税だとか住民税が国に入るのです。ですから違う形で国に税収が入ってくということがあるのですけれども、また大企業は臨時職員ですとか派遣とかそういう労働者を内部で使いますと物品という形で消費税を還元されるという仕組みになりますので、正社員でなくてそういう人たちを採用すれば採用するほどお金が還元されるのです。そういうことは知らされていないのです。

いま外国では富裕層が、お金のある人たちが自分たちにもっと課税しなさいと言っている時代なのです。そうなのです。よくアメリカ、イタリア、フランスでは自分たちにもっと課税しなさい、労働者の税率のほうが高いと。富裕層の税率が低いと。自分たちにもっと税率を上げればいいのだという時代の中で、日本だけが法人税を下げろ下げろと言っているのです。先ほども資料お見せしましたけれども、海外に行く一番の理由はそこに需要があるから行くのであって税率が低いから行くのではないのだと言っているのです。こういうところもきちんと見ていかななくてはならないと思います。

また食糧品に掛けないというのは、それは私も大賛成です。外車ですとか高価なタイヤですとか毛皮だとかそういうところに税率を上げていくのは構わないと思うのですけれども、やはり普段暮らしている食べ物だとか医療だとか教育だとかそういうところには税金掛けなかったら庶民は消費税負担しなくても暮らしていけるのです。日本はそうではなくてすべてみんな同じだから、ここに大きな問題があるのだと思います。

○委員長（牧野茂敏） ほかに。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 1千兆円といわれる国債の残高がある中で、確かに日本国内でほとんど買われていると、日本の国債を。それはもう間違いないのだろうとは思いますが、ただ確実に日本の国債に対する格付けは下がってきています。非常に、いろんな見方あるのでしょうけれども、危機感を持って外国は見ている部分もあると思うのです。ですから消費税を上げて財政改革を、財政健全化をするということで国際的な一定の評

価値とかそれが保たれているわけですから、消費税を上げろという意味ではありませんけれども、そういう背景があるということはやはり我々も認識していなければならないというふうに思います。それでここにも書いてありますけれども、確かに庶民のそういった意味での暮らし向きは楽とはいえない、それはもう私も理解はしていますけれども、いま現在直ちに消費税を上げることには私もいかなものかと思うけれども、ただ無条件で絶対反対だということにもなかなか得ないだろうというふうに言わざるを得ない。

- 委員長（牧野茂敏） ほかに。前回もこの消費税増税に反対する意見はみなさんからいただきました。さらに今日は意見をいただいているわけですが、止め処もなく意見が出てくるような話になってはいますが、反対とも賛成とも私も見方が言いかねるわけですが、意見はこの辺にして討論させていただいてよろしいですか。まだ意見もう少しやりたいですか。反対なのか賛成なのか分かりかねるような意見が多いものですから。それでは意見はほぼ出尽くしたというような判断で討論をさせていただいてよろしいですか。

（異議なし、の声あり。）

- 委員長（牧野茂敏） 最初に本陳情書に反対する討論はありますか。ありませんか。

（なし、の声あり。）

- 委員長（牧野茂敏） それでは討論終わらせていただいてよろしいでしょうか。ごめんなさい。賛成の討論はありますか。失礼しました。寺林委員。

- 委員（寺林俊幸） 大変難しい問題なのですけれども、やはり先ほどからもありますように低所得者また弱者に対してのあまりにも重い増税ということの観点から、この陳情については採択ということで考えたいと思いますけれども、ただその中でいまみなさん言われたとおり国の財政が大変な状況にある中でいつまでも消費税等増税をしないということにはならないであろうと。その中で先ほど千葉委員も言われたように条件付で採択ということでお願いできないかということで、徹底した行政財政の改革また国会議員の定数の削減等盛り込んだ中で、一定の国の財政レベルが回復した中で消費税についてまた新たに考えていただくというようなことを盛り込んだ中で採択をお願いしたいということを申しあげたいと思います。

- 委員長（牧野茂敏） 賛成討論ですか、野原委員。

- 委員（野原恵子） 私はやはり庶民の暮らしからみるとこの消費税というのはどの人にも掛かってくという本当に日常生活そういうものにもすべてに税の負担が、0の収入の人にも税の負担があるという制度ですから、この消費税そのものには私は反対なのです。いまは消費税の増税に対する反対意見です。8%、10%に引き上げていく、このことには本当に反対なのですがいま寺林委員が言われましたように条件付と言われたのですけれども、その条件の内容によるのですけれども藤谷委員が言ったように住民税を非課税にしてほしいとか、いまは8%、10%に反対だけれども食糧品や何かには掛けない、日常生活には増税しない、そういう条件付ならいいのですけれども、国会議員の定数を減らすというそのことには私は納得はできないのです。国会議員を定数削減を見直すことなののですが、いま出ていますけれども

- 委員長（牧野茂敏） 国会議員は言っていないが。

- 委員（野原恵子） 国会議員の定数の見直しと言ったのです。

- 委員長（牧野茂敏） 言ったのは行財政改革と景気の回復というような話だったと。

- 委員（野原恵子） では何、そういう条件をつける。言った、寺林委員。

○委員長（牧野茂敏） 休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（牧野茂敏） 再開いたします。野原委員。

○委員（野原恵子） 定数を見直ししていきなさいという条項を意見書の中に入れたらどうかということですか。だからそのところは賛成できません、意見書の中に入れるということは。

○委員長（牧野茂敏） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） おそらく寺林委員の言われたのは、これには賛成だと、採択だということ。ただし意見書はこちらが考えるわけですから各段階でやはり、任せるけれども内容によってはあれだからそれはいいのだけれども、そこでこれを丸呑みするのではなくて意見書を、です。意見書の中でやはり例えば国会議員自ら身を削れとか、消費税を上げる前に。それから無駄な歳出を削減しろとか、行財政改革をしろとか、先に。そういう声が多いですからそういうものを盛り込んで、そして景気も一定程度の、やはり景気がさらに冷え込む、景気がよくなったらやるべきだという声もあるわけですから、一定の景気が上向くとき、あるいはそういった国民の理解、ある程度の理解を得られるまで上げるべきではないということだと思っております。それは意見書の中にそういう文言を入れ込んで書き込んで、そして要するに消費税増税には反対だと、いま現在です。僕はそれでいいと思う。そしてもうひとつ言わせてもらえれば、これ私のあれですけども、大企業や富裕層への減税を止めて増税しろということなのですけども、こういう文言は幕別町議会でする意見書としては、僕は使うべきではないと思う。政党が言う分はいいけれども。

○委員（野原恵子） これは政党ではなくて民商さんから出されている。

○委員（千葉幹雄） わかっている。政党が言う分はいいけれども、公の町議会としてこういう文言は使うべきではないって。

○委員長（牧野茂敏） 陳情第2号については採択をしたいということでありましてけれども、意見書を切り離してはなかなかできないという話ですか。

○委員（千葉幹雄） 当然それはセットの問題だから。そういうことですか。

○委員（寺林俊幸） そうです。

○委員（千葉幹雄） 僕の言ったようなことなのですか。

○委員長（牧野茂敏） 寺林委員。

○委員（寺林俊幸） 申し訳ないです。意見書として申し添えて採択としていただけないかと。先ほど千葉委員も言われたようにやはり国会議員自らもある程度の自分の責任を果たした中で、その上で増税に向かっているかなくてはならないものだろうと思うのです。自分たちはある程度の立場を維持しながら、またさらに増税ということにはなかなか国民も納得していかないというその中で意見書を添えて今回の陳情については採択ということをお願いしたいということで、先ほど申しあげたわけです。

○委員長（牧野茂敏） 休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（牧野茂敏） 再開をいたします。陳情第2号については意見の一致をみないこともありまして開会中の継続審議といたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。よろしいですか。

(はい、の声あり。)

- 委員長(牧野茂敏) 陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」について、本陳情についての各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手を願います。ご意見ありますか。野原委員。
- 委員(野原恵子) 前回の委員会の中でも発言しているのですが、これは企業献金を廃止する、そういうことで政党助成金がスタートしております。けれどもいまだに企業献金と政党助成金と両方に財政的な支援というか、そういう形になっております。こういう中ではやはり政党助成金、政党交付金というのは税金でもありまして、赤ちゃんからお年寄りまでひとり250円の税が自分の支持していない政党にも交付される、こういう内容のものです。これはやはり自分のどの政党を支持するかどうかというのはひとりひとりで、自分で考えて支持をする。そういう自分の意思と反したところに税金が使われているということでは憲法の19条に反する、こういう内容のものでありまして、私はここは十分論議する必要があるのではないかというふうに思っているところです。
- 委員長(牧野茂敏) ほかに。千葉委員。
- 委員(千葉幹雄) ただいま野原委員からありました。間違ったらあれですから。以前は政党助成金が、制度ができる前はそれぞれ政治家が企業献金受けることができたのですけれども、この制度ができて個人は政治団体の資金団体、政党は受けられますけれども個人の政治家として企業団体献金は受けることができないということになっていますので。いま野原委員のお話を聞くと、なっているのにいまでももらっているみたいな話ですからそうではないということをお話したいというふうに思います。政党では受けられますけれども個人では受けられなくなったということです。
- 委員長(牧野茂敏) 野原委員。
- 委員(野原恵子) 政党に献金という形で来ますけれども、誰が使うかというとはやはりひとりひとりがそれを活用していく、使っていくということですから、中身としては私は同じ性質のものだというふうに思っております。
- 委員長(牧野茂敏) 千葉委員。
- 委員(千葉幹雄) 果たしてそういう解釈がなるのかどうなのか。私はそういうことにはならない。あくまでも表向きいままではもらえたものがもらえなくなったと、これができることによって。私はそう解釈しています。
- 委員長(牧野茂敏) ほかにありますか。寺林委員。
- 委員(寺林俊幸) 政党助成金につきましては私は昔よく汚職だとかということがテレビで多く取り上げられた。それがいまその中で0とは言えないかもしれないですが、取り上げる機会が少なくなっていると。また透明性を増した中での政治が行き届いていのではないかというふうに思います。その裏には政党助成金がある程度の歯止めを掛けているのだろうというふうに思いますので、僕はある程度の役割を果たしているのだろうというふうに考えます。
- 委員長(牧野茂敏) ほかにありますか。意見がないようですので、前回も意見をいただいたわけですが、討論をさせていただいてよろしいでしょうか。

(はい、の声あり。)

- 委員長(牧野茂敏) それでは陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書」案に反対する討論はありますか。藤谷委員。
- 委員(藤谷謹至) この政党助成金というのは国勢調査によって国民ひとり250円という金額でありまして、企業献金、政治の腐敗を目的に設立された法律でございます。政党

助成金には自分は問題がないと思っています。ただこの企業献金を裏で受け取ったり、そのほうが問題だと思っています。企業献金ではなくて政党助成金の意味として国政選挙に掛かる費用が高額であること、それに供託金という制度がありまして、その部分の費用が大変多いこと、この政党助成金を本当に経理的に透明に有意義に使ってもらえればそれは国民にとって必要なものだと考えて私はこの陳情には反対いたします。

- 委員長（牧野茂敏） ほかに反対する討論ありますか。すみません。次に賛成討論ありますか。野原委員。
- 委員（野原恵子） 先ほども言いましたように、政党の活動というのはひとりひとりの自分の意思で各々献金、お金を自分で納める、出すということが民主的な選挙活動、政治活動の基本だと思います。この政党助成金は税金です。税金だということをしっかりとわきまえていくことが大事ではないかと思います。透明性をと言いますがけれども本当はこれは残った場合には国に返納しなくてはならないのですけれども、返納しないで溜め込んでいるだとか、その使い方も透明性がはっきりしていませんし、そういう使い方をしているこういう政党助成金というのは、私は廃止していくべきだとおもうのです。先ほども国会議員自ら身を削るべきだという意見もあったのですけれども、身を削るというふうになれば政党助成金をなくせば、これは税金ですからいまの国会議員の中でいえば56億円という税金がほかのところで活用できるわけです。先ほども供託金ですとかそういうところに国会議員の選挙はお金が掛かるというのですが、それは自ら支持者、自分を支持している人たちから集めるべきであって、税金で行うものではないというふうに私は思います。ですから国民の税金を政党に配布する、この制度そのものに私は反対をしていますので、この陳情には賛成をしていきたいと思います。
- 委員長（牧野茂敏） 次に陳情に反対の討論。千葉委員。
- 委員（千葉幹雄） ただいま野原委員のほうから個人の税金を政党助成金として支持していないにも関わらず使われるのは憲法違反でないかというような話がありました。私はそれは違法であるか合法であるか、そこはちょっと言いませんけれども、それは別次元の話で、それは法廷の場で争うべきだというふうに思います、まずそれが。この制度の成り立ちというのでしょうかどうしてこういう制度ができたかということを見ると、やはり直ちに政党助成金だけ止めればすべて解決するという問題では私はないというふうに思っています。当然のことながら税金でありますから、その透明性を高める、あるいは国民に理解をしてもらえようような使い方をしなくてはならないことはもちろんでありますけれども、私はいまの制度をいまの段階では維持していくべきだろうというふうに思っております。よってこの陳情には反対をするもので不採択ということになるかというふうに思います。
- 委員長（牧野茂敏） 次に賛成の討論ありますか。ありませんか。ほかに討論ありませんか。
(なし、の声あり。)
- 委員長（牧野茂敏） ないようですので、これより採決をいたしたいと思います。陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」について、採択することに賛成の方の起立を求めます。
(起立者あり。)
- 委員長（牧野茂敏） はい、結構です。起立少数でありますので陳情第3号「政党助成制度の廃止を求める意見書の提出を求める陳情書」については不採択とすることに決定をいたしました。それではそのようにさせていただきます。本件の報告書については委員

長、副委員長に一任を願いたいと思います。それでは陳情第4号「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書」を議題といたします。各委員からご意見を伺いたと思いますが、ご意見のある方は挙手を願います。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） これ前回の委員会で一般質問が2名ほどこれに関する事で出ているということで、状況をみようということで今日に至ったかというふうに思っております。理事者の話でありますけれども、みなさん聞いていたと思うのですけれども、我がまち我が給食センターではいまのところやる予定はないということであったかと思っております。ただしかしながら今後その道の対応、あるいは保健所の対応そしてまたさらには管内の動向をみたいというような話がありました。私はまさしくそのとおりで思っております。もう少し本来であれば市場に出回っているものは汚染されているものはないのだということが一番、ベストだと思うのですけれども、やはりこれは給食センターばかりの問題ではなくてこれを心配だから買って検査しなくてはならないということになると各家庭でもって毎日検査しなくてはならないということになってくるわけですから、それ以前の問題としてやはり国だとかあるいは道ですとかまた生産者、あるいは流通団体、そういったところで一切そういう汚染されたものは出さないと。出ているものは汚染されていないということが大事だというふうに思います。そんなこともありまして、これは測定しろということですからそういったものを給食センターで用意をして測定しなさいと、検知しなさいということだと思っておりますので、これについてはいましばらく状況を見る必要があるのかというふうに思います。この陳情については閉会中、開会中ではなくて閉会中の継続審査にしてはいかがかというふうに私は思います。

○委員長（牧野茂敏） ただいま千葉委員のほうから放射性物質の測定についての陳情書は閉会中の継続審査としたいということでございますがよろしいでしょうか。野原委員。

○委員（野原恵子） 一般質問で町長の答弁は幕別町では測定するという事はいまは考えていないということでしたけれども、いま産地の測定をして流通をしているということでしたけれども、全食品を検査して流通しているわけではなくてその検査していく中で抜き取りですから中で汚染されている部分もあるということがこの間何回かありました。そういうことを考えますとやはり測定をきちんとしていくということがいま大事ではないかと思うのです。特に保育所とか、これは学校ですけれども、保育所とか小さい子どもに与える影響は大人よりも非常に大きなものがありまして、特に甲状腺ですとか子どもを産む機能ですとかそういうところに大きな影響を与えるということで日本の基準値も本当に国際的にみても最低の基準値が、規制値が高いのです。ですから記録していくということも大事ではないかと私は思うのです。ですからいま町で買えなければ借りるという手立てもありますので、そういう測定器を借りてでもやはり測定をしていくべきではないかと思ひまして私は町にきちんと議会から要請していくことが大事ではないかというふうに考えております。

○委員長（牧野茂敏） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 給食という子どもが口に入れる大事な食材でやはり子どもが放射線を吸収する割合が高いということはマスコミ報道とかそういう部分で聞いております。ただやはりこれあまりにも敏感になりすぎると東北の野菜は一切買わないとか、せっかくいま復興している部分の震災地における風評被害とかそういう部分にも繋がる可能性があるのではこれは慎重に政府がいま言っている流通しているレベルでは心配ないのだというその流通の検査をしっかりとやっていただくと、そういうところに重点を置いていってそれで帯広市が測定をするとそういうことが管内でも始めての状況ですからその辺の

状況をみた上での導入ということで、いま検査機器もどういうものがあるか分かりませんし、レンタルで果たして正確な数字が本当に得られるかどうかは検証しなければなりませんし、その辺を含めて千葉委員が言っているように閉会中の継続審査ということで私もいいと思っています。

○委員長（牧野茂敏） ほかにありませんか。それでは先ほど来、出ております閉会中の継続審査ということでご異議ありませんか。

（なし、の声あり。）

○委員長（牧野茂敏） 異議ないと認めます。したがって陳情第4号「学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書」は閉会中の継続審査といたします。暫時休憩をさせていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（牧野茂敏） 再開をいたします。陳情第2号の継続審査については3月22日庁舎建設に関する調査特別委員会の終了後、行いたいと思います。そのほかみなさんからありますか。なければ以上をもちまして、総務文教常任委員会を閉会をいたします。

（17：20 閉会）